

平成21年11月9日

米国のグーグル・ブック検索の訴訟に関して

米国のグーグル・ブック検索の訴訟に関して、11月6日、在米日本国大使館から、米国政府に対し、外交ルートを通じて我が国の考えを伝達しました。

概要

在米日本国大使館から、米国政府に対し、外交ルートを通じて米国のグーグル・ブック検索の訴訟に関して、本件は、日本の著作権者等にも大きな影響が及ぶ可能性があり、我が国の活字文化・出版文化の在り方にも深く関わる問題であり、日本の著作権者等についても公平・公正な扱いが確保されることが必要であるという観点から状況を注視していること、本件が、著作権に関する条約に沿う形で解決されることが重要であると考えていることを伝えるとともに、新たな和解案の内容等について日本の著作権者等に対する速やかかつ十分な情報提供が行われること等が望ましい旨を伝達しました。

(参考) 米国のグーグル・ブック検索の訴訟について

グーグル社の行う「グーグル・ブック検索」事業について、全米作家組合等がグーグル社を著作権侵害を理由として米国裁判所に2005年9月に提訴。

2008年10月に当事者間で和解案が成立したが、米国裁判所が和解案の修正を指示したため、現在、和解案を修正中。本年11月9日までに新和解案が米国裁判所に提出される予定。本件は、和解案からの離脱の申立て等を行わない限り、日本において著作物を発表した者等に対しても効力が及び得る。

<担当> 文化庁長官官房国際課
課長 大路 正浩 (内線 2845)
長官官房著作権課
課長 永山 裕二 (内線 2843)
電話 : 03-5253-4111 (代表)
03-6734-3141 (直通)